

派遣元責任者講習テキスト 労働者派遣法（第 4 版第 7 刷）の正誤・新旧対照表  
 (2019. 3. 13 修正情報と、2019. 3. 20 追加修正情報)

Mizuno 人財コンサルタント  
 代表 水野 快 二

\* 3月12日 (一社)日本機械設計工業会主催 東京派遣元責任者講習にて配布の「資料8」についての修正箇所(135p.~141p.の行数が間違っていました) 3月13日掲示。

※ 上記修正後に、見過ごしていた部分が見つかりました。 3月20日該当箇所を追加して掲示。

該当箇所	正・新	誤・旧
※66p. 下から1行目	電子メール等(※)(電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限ります。)(※)「電子メール等」とは、電子メールの他、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)のメッセージ機能等を利用した電気通信をいいます。以下同じ。	<u>電子メール</u>
132p. 上から※3行目	書面の交付、ファクシミリ又は電子メール等(※)の送信(電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限りま	<u>書面、ファクシミリ又は電子メール</u>
132p. 上から※6行目		
132p. 上から※7行目	書面の交付、ファクシミリ又は電子メール等(※)の送信(電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限りま	<u>書面、ファクシミリ又は電子メール</u> ( <u>ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限りま</u> )
135p. 下から*4行目	派遣元事業主	<u>派遣先</u>
137p. 上から*16行目	書面の交付もしくは労働者が希望する場合はファクシミリを利用してする送信又は電子メール等(※)の送信(電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)(※)「電子メール等」とは、電子メールの他、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)のメッセージ機能等を利用した電気通信をいいます。以下同じ。	<u>書面の交付</u>
141p. 上から*8行目	…としては、変形労働時間制についての労使協定を締結する代表者を選出する目的を明らかにして、投票・挙手、…	過半数を代表する者の選出方法としては、(挿入)投票・挙手、…
141p. 上から*12行目	派遣元事業主の意向に基づき選出された者でないことが必要です。	<u>事業主は、過半数を代表する者の案の作成に関わることはできません。</u>
141p. 上から*17行目	3ヵ月以内	<u>1ヵ月以内</u>
165p. 下※から14行目	書面の交付、ファクシミリ又は電子メール等(※)の送信(電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限りま	<u>書面、ファクシミリ又は電子メール</u> ( <u>ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限りま</u> )
170p. 下※から7行目		

下線：変更部分、  
 (挿入)：文字や数字、点線の追加部分